

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を実施しますので、参加希望者は申し込みを行ってください。

世羅町長 奥田 正和

1. 業務概要

業 務 名: 広告付きデジタルサイネージ設置事業

業務内容: 別紙「広告付きデジタルサイネージ設置事業仕様書」のとお

設置場所: 世羅町役場

入札手法: 条件付き一般競争入札

(条件を満たす希望者に入札に参加していただき、広告料について、予定価格(最低価格)以上で最も高い価格を付けた入札者を落札者とする方法です。)

2. 入札参加申し込み受付

(1) 申し込みの受付期間及び場所

この入札に参加するには、事前に申し込みが必要です。(郵送による申し込みも可)

ア. 申込受付期間 令和8年 10 月 19 日(月)～令和8年 10 月 30 日(金)

(ただし、土、日を除く。)

午前8時 30 分～午後5時 15 分

イ. 申込受付場所 広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地1

世羅町役場財政課管財契約係

(2) 郵送の場合の送付先(書留の方法に限る。)

【送付先】〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地1

世羅町役場財政課管財契約係

※10 月 30 日(金)必着とします。

※電話、ファックス及び電子メールによる申し込みはできません。

3. 入札申し込み方法等

(1) 「入札申込書(様式第 1 号)」に必要事項を記入・押印(印鑑登録証明書と同じ印影)し、次の書類を添付の上、直接持参又は郵送により申し込んでください。

・デジタルサイネージによる広告事業実績報告書(任意様式)

※5以上の他自治体で、広告付きデジタルサイネージを設置した実績を記載してください。

(写真付き)

※より詳しい実績報告書類の追加提出を求める場合があります。

(2) 次の書類について、後日追加提出を求める場合があります。なお、その際の証明書等取得費

用は、申込者の負担とします。

- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ・印鑑登録証明書
- ・各種納税証明書

4. 入札の日時等

入札は次のとおり実施します。

業務名	入 札 日 時	入 札 会 場	広告料の 最低価格 (5年総額)
広告付きデジタル サイネージ設置事業	令和8年11月11日(水) 午前11時00分	世羅町役場 本庁舎1階会議室 (広島県世羅郡世羅町大字西上 原123番地1)	960,000 円

- (1) 一度会場に入場されますと、入札終了までは退場することができません。
- (2) 入札には、申込者又は代理人が必ず出席してください。代理人によって入札する場合は、「委任状(様式第2号)」を作成の上、入札当日に持参し、受付時に提出してください。
- なお、入札会場への入室は1名とします。
- (3) 入札開始時刻になりますと入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、ご注意ください。
- (4) 入札当日に持参していただくものは、次のとおりです。

	持 参 物	説 明
1	筆記用具	万年筆又はボールペン (消せるボールペンは不可)
2	入札書	申込後、申込者に電子メールにより送信します。
3	委任状	代理人によって入札する場合のみ持参。 申込後、申込者に電子メールにより送信します。

- (5) 入札保証金は免除とします。

5. 入札参加資格

入札には、5以上の他自治体において、デジタルサイネージを設置した実績のある方は誰でも参加できます。

ただし、次に掲げる者は、入札に参加できません。

- (1) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、都道府県税及び市町村税に滞納がある者
- (2) 入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者

- ア 世羅町との履行契約に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められた者
 - イ 世羅町の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められた者
 - ウ 世羅町の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は町との契約者が契約を履行することを妨げたと認められた者
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたと認められた者
 - オ 正当な理由なくして、世羅町との契約を履行しなかったと認められた者
 - カ アからオまでの規定により、一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに該当する者
- (5) 次のいずれかに該当すると認められるとき
- ア 役員等(入札に参加する者(以下「乙」という。))が個人である場合はその者を、乙が法人である場合には、その法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。以下同じ。)が集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は、関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - オ 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

6. 入札にあたっての注意事項

- (1) 入札書など関係書類は、入札申込み後に送付いたします。入札手順については、入札時の指示に従って入札してください。
- (2) 入札書には、入札者の住所・氏名を記入の上、印鑑(印鑑登録証明書と同じ印影)を押印してください。代理人の方が入札される場合は、申込者本人及び代理人の住所・氏名を記入し、代理人の印鑑(委任状に押印した「代理人使用印」に限る。)を押印してください。

- (3) 入札書への金額の記入は、アラビア数字(0、1、2、3・・・)を使用し、金額の頭書には「¥」印を付してください。
- (4) 入札書については、5年間の広告料総額を記入してください。(行政財産使用料、電気使用料は含まない。)
- (5) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - イ 入札を取り消すことができる未成年、成年被後見人及び被保佐人の意思表示であるとき。
 - ウ 入札執行職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
 - エ 入札者が2以上の入札をしたとき。
 - オ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。
 - カ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
 - キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - ク 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し又は削除した場合にその箇所に押印のないとき。

7. 落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いの下で行います。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、世羅町が定める予定価格(最低価格)以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
 - イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。
- (3) 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

8. 入札結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合は名称)及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、開札結果(落札者の氏名・名称、落札金額)について問い合わせがあった場合、入札者以外にも公表いたします。

9. 協定の締結

落札者は世羅町と協定を締結します。